

〇〇 〇〇 様

中国電力株式会社 〇〇営業所
お客さまサービス課

系統連系に係る接続契約のご案内

平成〇〇年〇月〇日付でお申し込みのありました下記の発電設備の当社電力系統への系統連系に係る接続契約につきまして、次のとおりご案内いたします。

1. 発電設備内容

本契約の対象となる発電設備（以下「本発電設備」といいます。）は以下のとおりといたします。

①ご契約名義	〇〇 〇〇 様
②設備所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
③設備ID	A〇〇〇〇〇〇F〇〇
④発電出力	〇〇kW
⑤受給開始予定日	平成〇〇年〇月〇日

2. 系統連系の承諾

本発電設備の系統連系につきましては、以下を条件に系統連系を承諾いたします。

- 当社が定める「自家用発電設備等の系統連系に関する要綱〔低圧〕」のほか、国が定める「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、その他の法令等を遵守していただくこと。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号、その後の改正を含み、以下「再エネ特措法」といいます。）に定める経済産業大臣の認定を有すること。
- 当社からの求めに応じ、本発電設備の出力の抑制を行うために必要な機器の設置および費用をご負担いただくこと。

3. 系統連系に係る接続契約の成立

当社は、本発電設備に係る特段の変更がない限り、お客さまからの平成〇〇年〇月〇日付「電力受給契約申込書」（以下「本申込み」といいます。）に基づき、本発電設備の電力系統への連系を承諾することとしましたので、平成〇〇年〇月〇日をもって、本ご案内のとおり本発電設備の系統連系に係る接続契約が成立したものとみなします。

ただし、以下のいずれかに該当した場合には、本申込みは撤回されたものとし、当社は本契約を解除いたします。

- 経済産業大臣から受けた設備認定の効力が無効となった場合
- お客さまが、1.（発電設備内容）に定める受給開始予定日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると当社が認めた場合を除きます。）
- 当社が、本発電設備の出力の抑制を行うために必要な機器の設置またはその費用の負担を求めたにもかかわらず、お客さまがそれに応じない場合
- その他、お客さまが再エネ特措法施行規則第4条（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）または第6条（接続の請求を拒むことができる正当な理由）のいずれかに該当する事由があると当社が判断した場合

4. その他連系条件

本申込みの内容に変更が生じたときには、速やかに当社にお申し出いただきます。

以上

【担当営業所】
中国電力株式会社
〇〇営業所 お客さまサービス課
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇